お知らせ

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み

2020.4.1

令和元年度の介護報酬改定において、【介護職員等特定処遇改善加算】が創設されました。 当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算 I ~Ⅲのいずれかを算定していること
- ・ 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、 それぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ・ 取り組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること 「処遇改善に関する加算の算定状況」 「賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容」

社会福祉法人厚敬会は、令和元年 10 月より以下の事業所において介護職員等特定処遇改善加算を 取得しています。

◆取得事業所

特別養護老人ホーム トキワ苑 デイサービスセンター ときわ

◆介護職員等特定処遇改善加算の申請を行い、適用となりました

A:介護職経験10年以上の介護福祉士

B: その他の介護職員

C: その他の職種(厚敬会では設定しない)

◆賃金以外の具体的な取り組みに関しては以下をご参照ください

◎資質の向上

- 介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援
- 専門性の高い技術を取得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅 職員に対するマネジメント研修の受講支援
- 研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動
- 介護福祉士取得のための施設内研修の実施や初回受験費用の助成、資格取得報奨金の支給

◎労働環境・処遇の改善

- ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
- ・ICT活用による業務省力化
- 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護機器等の導入
- ・ 職場内対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備

◎その他

- ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・ 非正規職員から正規職員への転換